

議案第54号

専決処分の承認を求めることについて

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和6年6月28日専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和6年9月20日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

記

訴訟の提起（独立当事者参加の申出）について

1 当事者

(1) 参加人 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区

上記代表者区長 坂本 健

(2) 原告

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

(3) 被告

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

上記代表者代表理事

[Redacted]

2 参加の目的

交通事故の当事者である生活保護受給者（以下「被保護者」という。）の遺族が提起した訴訟に参加し、区が事故発生から被保護者の死亡日

までに支払った医療費の損害賠償請求権が区にあることを確認し、被告らに対して、医療費の損害賠償として1, 899万3, 298円（過失相殺後の金額）及びうち1, 899万2, 298円に対する令和6年4月16日から、うち1, 000円に対する独立当事者参加の申出書送達の日から、各支払済みまで年3分の割合による金員の支払を求める。また、独立当事者参加による訴訟費用は、原告ら及び被告らの負担とすることを求める。

3 事件の概要

- (1) [REDACTED]、交通整理が行われていない見通しがきかない交差点において、訴外被保護者が運転する原動機付自転車の側に一時停止の規制があったにもかかわらず、訴外被保護者は一時停止することなく同交差点に進入し、被告[REDACTED]が運転する自動車と衝突した（以下「本件事故」という。）。なお、被告[REDACTED]は被告[REDACTED]の従業員であり、本件事故はその業務執行中に発生したものである。
- (2) 訴外被保護者は、本件事故に起因する傷病について、医療機関において治療を受けたが、[REDACTED]に死亡した。
- (3) 本件事故に係る医療費について、直ちに被告らからの賠償が見込めなかったため、区はやむを得ず訴外被保護者に対し医療扶助の給付を行った。このことから、区は、生活保護法第76条の2の規定により訴外被保護者が本件事故について被告らに対して有する損害賠償請求権を医療扶助の給付額の限度で取得した。
- (4) 原告らは、本件事故によって訴外被保護者に生じた損害に係る損害賠償請求権を相続したとして、被告らに対し、損害賠償を求める訴えを提起した。
- (5) 区は、原告らが提起した訴訟に当事者として参加するために、独立当事者参加の申出をした。

4 訴訟遂行の方針

判決の結果、必要がある場合は上訴する。

(説明)

区が訴訟に参加する前に原告被告間で和解が成立し、区が主張をすることなく当該訴訟が終了するおそれがあることから、参加の申出をする必要があった。